

毎週火、金曜日発行(但休日欠けるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則
- 鳥取県立歯科衛生士学院学則

規則

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十八号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則(昭和三十一年六月鳥取県)

規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三章を次のように改める。

第三章 修業教科目及び単位数並びに履修方法
(修業教科目等)

第五条 修業教科目及び単位数並びに履修方法は、別表によるものとする。

別表を次のように改める。

別表 修業教科目及び単位数並びに履修方法

一 修業教科目及び単位数

(一般教育科目)

系	列	教科目	単位数	時間数
人文学科	文倫理学	倫理学	二	三〇
社会科学	社会学	社会学	二	三〇
自然科学	生物学	生物学	二	三〇

(外国語)

英	語	(演習)	四	二〇
(体育)				
教	科	目	単位数	時間数
体	育	(講義)	一	四五
		(演技)	一	五

教	科	目	単位数	時間数
保	育	原理	四	六〇
養	護	原理	二	三〇
健	康	演習	一	三〇
社	会	演習	一	三〇
自	然	演習	一	三〇
言	語	演習	一	三〇
音	楽	演習	一	三〇
繪	画	演習	一	三〇
保	育	実習	一	三〇
社	会	実習	一	三〇
児	童	演習	二	六〇
ケ	ース	演習	二	六〇
グ	ループ	演習	二	六〇

児	童	心理	四	六〇
精	神	衛生	二	三〇
生	理	衛生	二	三〇
小	児	病	二	三〇
保	健	衛生	二	三〇
看	護	学	一	四〇
栄	養	学	一	四〇
音	楽	学	四	一五〇

教	科	目	単位数	時間数
教	育	原理	二	三〇
言	語	演習	一	三〇
音	楽	演習	一	三〇
繪	画	演習	一	三〇
被	服	演習	一	三〇
社	会	演習	一	三〇
家	庭	演習	一	三〇
施	設	演習	一	三〇
精	神	演習	一	三〇
教	育	心理	二	三〇
青	年	心理	二	三〇

音	楽	(演習)	二	六〇
図	画	(演習)	二	六〇
体	育	(演習)	二	六〇

二 履修方法
卒業資格を得るには、次の各号に掲げる教科目及び単位数を履修しなければならない。

- 一 (一般教科科目) に掲げる教科目 同表単位数欄に掲げる単位数
 - 二 (外国語) に関する演習 四単位
 - 三 (体育) に関する講義及び実技 それぞれ一単位
 - 四 (専門科目甲類) に掲げる教科目 同表単位数欄に掲げる単位数
 - 五 (専門科目乙類) に掲げる教科目のうち四科目 七単位以上
- 第八号様式を次のように改める。

第八号様式
第 号

保母資格証明書

氏 名
生年月日

児童福祉法施行令第十三条第一項第一号の規定により指定された保母を養成する施設において所定の科目を修めて卒業した者であることを証明する。

昭和 年 月 日

鳥取県倉吉市海田三一九の一

鳥取県立保育専門学院長 氏 名 印

(昭和三十一年十一月十六日厚生省告示第三五号指定)

附 則

1. この規則は、公布の日から施行する。
2. この規則施行の際、現に在学する昭和三十七年度以前の入学生に係る修業教科目及び単位数並びに履修方法については、昭和三十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

鳥取県立歯科衛生士学院学則をここに公布する。
昭和三十八年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十九号

鳥取県立歯科衛生士学院学則

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
 - 第二章 学年及び休日(第三条・第四条)
 - 第三章 学科目及び授業時間数(第五条)
 - 第四章 入学、休学、復学及び退学(第六条―第十五条)
 - 第五章 試験及び卒業(第十六条―第十九条)
 - 第六章 雑則(第二十条―第二十二条)
- 附則

第一章 総則

(学院の目的)

第一条 鳥取県立歯科衛生士学院(以下「学院」といふ。)は、歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第二条に規定する歯科衛生士にならうとする女子に対して必要な知識及び技能を授けることを目的とする。(修業年限及び定員)

第二条 学院の修業年限及び定員は、次の各号のとおりとする。

- 一 修業年限 一年
- 二 定員 二十名

第二章 学年及び休日

(学年及び学期)

第三条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 学年を分けて次の三学期とする。

- 一 第一学期 四月一日から七月三十一日まで
- 二 第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

三 第三学期一月一日から三月三十一日まで

(休日及び休暇)

第四条 休日及び休暇は、次の各号のとおりとする。

ただし、鳥取県立歯科衛生士学院院长(以下「学院院长」といふ。)が必要と認めるときは、休日又は休暇中であつても授業を行なうことができる。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十七号)第二条に規定する日

二 日曜日

三 夏期休暇 八月一日から八月二十五日まで

四 冬期休暇 十二月二十五日から翌年一月十日まで

第三章 学科目及び授業時間数

(学科目及び授業時間数)

第五条 学科目及び授業時間数は、別表のとおりとする。

第四章 入学、休学、復学及び退学

(入学資格)

第六条 学院に入学することのできる者は、次の各号の1に該当するものでなければならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定に該当する者

二 旧高等女学校規程(昭和十八年文部省令第三号)による高等女学校を卒業した者

(入学志願)

第七条 学院に入学を志願する者は、入学願書(様式第一号)に次の各号に掲げる書類を添えて、学院院长が定める期間内に学院院长に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 最終学校の卒業証明書(卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書)及び学校成績証明書
- 三 戸籍抄本
- 四 健康診断書
- 五 写真(入学願書提出前六月以内に撮影した脱帽正面上半身の名刺型のもの)
- 六 身上調書(様式第二号)

(入学試験)

第八条 入学試験は、次の各号に掲げる試験及び検査とする。

- 一 学科試験 (一般社会・国語・生物)
- 二 口頭試問
- 三 身体検査

(誓約書)

第九条 入学を許可された者は、学院長が定める期限内に誓約書(様式第三号)を保証人と連署のうえ学院長に提出し、かつ、学院長が指定する入学の期日に出頭しなければならない。

2 前項の指定期限までに、入学に必要な手続きができない者又は同項の入学期日に出頭できない者は、当該入学期日から五日以内にその旨を学院長に届け出なければならぬ。

3 保証人は、県内に居住し、独立の生計を営む成年者であつて、入学を許可された者の身上に関し一切の責任を負うものとする。

4 保証人が、その資格を失つたときは、新たに保証人を定め、すみやかに誓約書を再提出しなければならない。

(入学許可の取消し)

第十条 学院長は、入学を許可された者が次の各号の一に該当するときは、入学の許可を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により入学を許可されたとき。
- 二 前条第二項に規定する届出を同項に定める期限内にしないとき。

(欠席の届出)

第十一条 病気その他の理由により欠席しようとする者は、その旨を学院長に届け出なければならない。

(休学)

第十二条 病気その他やむを得ない理由により引き続き一月以上修学することができない者は、学院長に願ひ出て休学の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、願書に保証人と

連署のうえ理由書(病気の場合にあつては、医師の診断書)を添えて学院長に提出しなければならない。

(復学)

第十三条 休学中の者が、復学しようとするときは、願書に保証人と連署のうえ理由書(休学の理由が病気の場合にあつては、医師の治ゆ証明書)を添えて学院長に提出しなければならない。

(退学)

第十四条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、学院長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、願書に保証人と連署のうえ理由書(病気の場合にあつては、医師の診断書)を添えて学院長に提出しなければならない。

第十五条 学院長は、次の各号の一に該当する者に対し、退学を命ずることができる。

- 一 正当な理由がないのに出席が常でない者
- 二 学業成績が不良で卒業の見込みのない者
- 三 学院の秩序を乱した者

四 休学期間が一年以上にわたる者

第五章 試験及び卒業

(試験)

第十六条 試験は、定期試験及び臨時試験とする。

2 定期試験は、各学期末に行ない、臨時試験は、必要などきに行なう。

3 試験の期日は、学院長がそのつど定める。

(卒業)

第十七条 学院長は、前条に規定する試験の成績及び実習の成績により学業成績を評定し、卒業させることを適当と認めたる者に対して、卒業証書(様式第四号)を授与する。

第十八条 学業成績について、六十点未満の学科目が一年以上ある者は、卒業することができない。

第十九条 別表の授業時間数の三分の一以上授業を受けなかつた者は、卒業することができない。

(表彰)

第六章 雑則

第二十条 学院長は、学業成績が優秀で品行方正であり、かつ、他の者の模範と認められる者を表彰することができる。

(実習費)

第二十一条 実習に要する経費は、実習費としてそのつと実費を徴収する。

(委任)

第二十二条 この規則に定めるもののほか、学院の運営に関し必要な事項は、知事の承認を得て学院長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

解剖学、一般解剖学	140時間
生理学、一般生理学	70
解剖学、一般解剖学	140時間
生理学、一般生理学	70

口腔解剖の概要	20
口腔生理の概要	20
歯牙解剖の概説	30
歯牙並びにその附近の組織の概要	20
病理細菌	30
病理学及び細菌学の意義目的	10
病理の概要	10
細菌の概要	10
薬理	20
薬理統計	20
衛生行政及び社会福祉	10
衛生行政	10
社会福祉	10
実習	670
1 基礎実習	170
歯牙解剖実習	50
歯口清掃実習	70
生化学実習	30
細菌実習	20

2 臨床実習	500
歯科外国語	10
心理学	45
社会学	10
社会保険	15
栄 養	15
栄 養	15
衛生及び口腔衛生	70
口腔衛生	70
歯科臨床概論	10
歯科臨床補助	10
歯科保存	10
口腔(歯科)治療	15
歯科補綴	15
口腔(歯科)外科	20
歯科矯正	10
歯科技工ス線	10
歯科臨床及び補助法総説	10

小児歯科学	10
計	1,165

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の
申込みについて

昭和三十七年度の鳥取県公報購読期間は、来る三月三十一日で満了となりますが、昭和三十八年度においても、引き続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金(一部一箇月二百五十円。郵送料を含む。)を添えて三月二十九日午前中までに、広報文書課へお申し込み下さい。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日からの配布は行ないません。

なお官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は、四月以後に県が発する納額告知書により納めることができます。

鳥取県公報購読申込書

昭和三十八年 月 日から昭和 年 月まで鳥取県

公報を 部購読したいので、購読料金 円也を添

えて申し込めます。

昭和三十八年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
郵価 一部月額二五〇円(送料共)